

平成29年度第1回家内労働部会審議経過報告書

I 開催日時・場所

平成30年2月22日 14時～15時05分（鹿児島合同庁舎第1会議室）

II 出席者

公益代表委員：餅原尚子（部会長） 黒沢佐和美（部会長代理） 林 健司

家内労働者団表委員：石田則行 黒江嘉文 日高実禎

委託者代表委員：岩元純吉 濱上剛一郎 平山勢津子

III 審議内容

1 はじめに

鹿児島県の最低工賃は、「横編ニット製造業」、「男子既成洋服製造業」、「電子機械器具製造業」が設定されていたが、「横編ニット製造業」、「男子既成洋服製造業」は、委託者、家内労働者がいなくなり廃止されている。

「電子機械器具製造業」は昭和56年に新設され、その後、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」に変更されて、平成元年から平成16年まで6回に亘り改正が行われてきたが、平成16年3月に改正された以降は、対象品目や家内労働者数の減少などを理由に、改正諮問の見送りをを行い、最低工賃の改正を行っていない状況にある。

最低工賃については、3年を周期に最低工賃新設・改正の見直しを行うこととされており、「第12次最低工賃新設・改正計画」に基づき、平成30年度は「鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」の最低工賃の見直しの時期となっている。

平成29年度の地方労働審議会では当該最低工賃の改正諮問を行うべきか、諮問見送りを行うべきかについて、平成30年2月22日に家内労働部会を開催し、当該最低工賃の改正の必要性を審議したものである。

2 家内労働部会開催に至るまでの経緯

(1) 平成27年11月19日に開催された平成27年度第1回鹿児島地方労働審議会において、「第11次最低工賃新設・改正計画」に基づき、電気機械器具関係の最低工賃の改正について審議を行い、

- ① 鹿児島県の家内労働者の推移や最低工賃の定め方
- ② 鹿児島県の電気機械器具関係の最低工賃の改正の推移
- ③ 電気機械器具関係の家内労働の作業実態調査の結果

について説明がなされ、審議した結果、27年度の電気機械器具関係の最低工賃の金額改正の諮問を見送ることが決定している。

- (2) 平成 29 年 2 月に第 12 次最低工賃新設・改正計画に基づき、電気機械器具製造業関係の委託者に対して、委託者数、家内労働者数及び委託内容等の通信調査と実地調査を行い、その結果の取りまとめを行った。
- (3) 以上の調査を経て、平成 30 年 2 月 22 日に家内労働部会を開催し、電気関係の最低工賃の改正の必要性について審議を行い、後述の 4 の結論となった。
- (4) 家内労働法 8 条では、「労働局長は、審議会に調査審議を求め、その意見を聞いて最低工賃を決定することができる」と定められており、地方労働審議会令 6 条及び運営規定 9 条では、「審議会は、家内労働部会を置くこととする」とされている。
また、運営規定第 10 条では、「部会長が委員である部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない」となっており、平成 29 年 3 月に開催された審議会で、運営規定第 10 条により、「家内労働部会で最低工賃の改正の必要性を審議した結果を本審議会の議決とする」としている。

3 平成 30 年 2 月 22 日開催の家内労働部会の審議経過

部会長に餅原委員、部会長代理に黒沢委員を選出した後、餅原部会長の進行で審議を行った。初めに労働局から、前記 2 の経緯についての説明が行われた後に、①鹿児島県における家内労働の概要、②電気機械器具に係る家内労働の実態調査結果について以下の説明がなされた。

(1) 鹿児島県における家内労働の概要について

ア 「鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃」について品目、工程ごとに金額が定められており、この品目、工程以外は、最低工賃の適用外であること。

イ 最低工賃は、昭和 56 年に新設された後、平成 16 年 3 月から現在の名称に変更されていること。

ウ 最低工賃は、平成 16 年 3 月 11 日に改正された以降は諮問見送りとなっていること。

エ 「鹿児島県の家内労働者等の推移」は、電気機械器具関係では、

① 平成 10 年の委託者数は 54 人、家内労働者数は 2,618 人。

② 平成 29 年の委託者数は 22 人、家内労働者数は 529 人。

③ 平成 10 年の数字を 100 とした場合、平成 29 年の委託者数は 41、家内労働者数は 20 となり、委託者数が半分以下に、家内労働者数が約 8 割減少していること。

オ 委託者数は長期的には減少傾向にあるが、近年は横ばい状態で、家内労働者数は長期的にも、近年も減少傾向にあること。

(2) 平成 29 年 2 月実施の電気機械器具に係る委託事業場の実態調査結果について

ア ピンサシについて

- ① 最低工賃の工程は「ピン2本にガラス製リングを通し、磁器（直径 7.9 ミリメートル）の穴に挿して治具に並べる作業 86 銭」と定義されている。

平成 24 年の調査時以降は、2 社が委託を廃止しており、現在は A 社が唯一の委託者で、委託業務は全てピンサシである。

ピンの本数だけでも、最少 2 本から最多 10 本まで 7 種類に大別され、2 本・3 本・4 本・7 本・10 本の 5 種類が委託されている。ピンの本数が同じでも、例えばピン 2 本のもは 10 タイプの多品種に分かれている。

- ② A 社では、年々、客からの受注単価が厳しくなる中、1 個あたりの製造に要する時間を 0.1 秒単位で計測し、少しでも短縮することで利益を確保する取組を続けており、自動化できるものは全て自動化している。現在、ピンの本数が 7 本以上のものを除いて全て自動機械でも生産可能であるが、少しでも受注を確保するために多品種少量生産をせざるを得ず、「自動機械を少量の受注に合わせ、その都度セッティングし直すのはロスが多く、採算割れする。」という理由から、51 名に委託しているが、最低工賃と同一規格のもは、15 名だけである。
- ③ タイプ別に細かく分けた規格の寿命については、受注次第であり何とも言えず、数ヶ月繰り返すものもあれば、1 か月だけで終わるケースもある。最低工賃に該当する規格は、リモコンや自動券売機などで金種を判別するセンサーの部品で家電製品のように厳しく省エネや小型化が追究されず、取引関係が長い特定の 1 社だけから受注しているものであり、採算上は断りたいが、やむなく受注しているものである。A 社は、「最低工賃が上がれば大きな赤字なので、この規格は受注を断る」旨を主張しているため、委託が完全に無くなる可能性がある。

工賃単価は、前回改正時の審議では、京セラの資料が使用され、当時と同じ「1 時間 324 円」を、実測した標準能率で割って設定している。

- ④ 以上のとおり、現在、全規格を合わせると 51 名の家内労働者がいるが、「利益を確保するために自動化を進めていく」という生産方針から、今後も家内労働者が増える見通しは無く、「適用家内労働者数が 300 人以上存在するもの」という改正決定の要件を満たしていない。

イ 製品並べについて

- ① 最低工賃の工程は、「磁器（4.0 ミリメートル×2.5 ミリメートル）を裏表、方向を揃えてトレーに並べる作業 21 銭」と定義されている。

平成 24 年の調査時以降、4 社の委託が廃止され、常時委託しているのは B 社のみとなり、該当する 4.0 ミリメートル×2.5 ミリメートルのもは 13 か月連続で受注が無い状況である。

- ② 磁器（半導体のチップ）の大きさは、消費電力の最小化と省スペース化の両面から極小化が進み、既に主力は一辺が 2 ミリ以下など、人間ではピンセット

でつまむことも、方向を判別することもできない規格のものであるため、自動機械でしか加工できない状況である。今後は「0.8 ミリ×0.8 ミリ」など、1 ミリ以下のサイズまで極小化が進んでいくとのことであった。現状でも最低工賃の対象になるサイズの大きいものは、全体の 3.7%程度とごくわずかである。

- ③ B社の月間の受注量全体は3か月先まで示されているが、製品別の具体的な内訳は当月まで不明なため、家内労働者に委託できるサイズの受注の有無も当月まで不明で、月間の委託量も最高と最低の変動が10倍と非常に大きい。現状では、家内労働者4名を確保しておくために、毎日4時間は労働者として工場内で働いてもらい、収入を保証しているが、この先どこまで委託を続けられるか、不明な状況であった。
- ④ 以上のとおり、適用家内労働者数も5名と極めて少なく、既に生産される半導体チップのサイズは、主力が手作業で取り扱える大きさよりも小さいサイズに移行しており、将来も家内労働者数が増加する可能性が無いため、「適用家内労働者数が300人以上存在するもの」という改正決定の要件を満たしておらず、改正の必要性は無いものと思われる。

ウ カプラー差しについて

- ① 最低工賃の工程は、「電線（50センチメートルを超え2メートル以下）の端末に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業 42 銭」と定義されている。平成 24 年の調査時以降は 1 社で委託が廃止され、自動車用組電線は6社、弱電用組電線1社になっている。
- ② 自動車用組電線の6社は全て、大隅半島の周辺に集中しており、加工している組電線は矢崎総業を介して、「トヨタの北米向け輸出車用の組電線」となる。国内向けの組電線は全て労務費等が安い海外生産に切り替えられており、今後、為替やトランプ大統領の発言等に見られる保護主義の高まり次第では、北米向け輸出車が不振に陥り、委託者そのものが海外移転するか・廃業するかの選択を迫られるおそれが高い。
- ③ 実地調査時に、ある社長は「当面は、全体の採算を確保するために工賃単価を高めに設定してでも家内労働者をつなぎ留めなければならないが、2年か3年で、海外移転も視野に家内労働は無くならざるを得ない」旨を主張し、別の社長は「カプラー差しのスピードは自動機械が圧倒的に早いため、いずれ家内労働は無くなる。独自に収集した情報では、C社からの受注量は29年末に現在の8割まで減り、さらに2年後には半分以下まで落ち込む。そうなれば、廃業せざるを得なくなる。」と申し立てている。
- ④ 半導体関連の「ピンサン」や「製品並べ」と比べると委託者数6、適用家内労働者数133人と多いものの、最低工賃改正の判断基準である「適用家内労働者数が300人以上存在するもの」の半分以下であり、北米向け輸出車の今後の動向が予断を許さないため、将来、増加する見込みもない。
- ⑤ 以上から改正要件の「適用家内労働者数が300人以上存在するもの」を満た

しておらず、今回も改正の必要性はないものと思われる。

エ その他

上記以外の委託業務については、1、2社から種々雑多な業務が委託されているもので、業務にまとまりがなく、適用家内労働者数も1業務あたり30名～90名程度にとどまるため、工程として新たに最低工賃の設定の対象として、取り上げるべきものはないと思われる。

オ 最低工賃の改正の必要性について

以上のことから、適用家内労働者数が大幅に下回っており、今後も増加する見込みがないこと、「カプラー差し」については、複合工程になり、工賃も全体の難易度から総合的に決められており、「一差しいくら」という工賃の決め方は実効性を失っていること及び他局の類似する最低工賃と比べても差がないことから、現段階では、前回同様に金額改正を行う状況にはないと判断し、諮問の見送りを考えていると説明があった。

(3) 最低工賃の改正の必要性の審議について

ア 委員からの質問・意見

委託業者の業務で、最低工賃改正に関わる業務の比率は事業全体でどの程度なのか。最低工賃を上げると、家内労働者の仕事自体がなくなる、委託業務は海外に移転するとか、業務量的にどの程度の影響力なのか。例えば、会社自体がなくなってしまう位の影響力があるものなのか。（家内労働者代表委員）

イ 労働局からの回答

製品並べという半導体をケースに並べる業務については、調査時には、13か月連続して、受注がない状況であった。家内労働者に委託できる製品の大きさと機械でしか出来ないものの過去1年分の伝票を計算してもらい、割合を計算したところ、3.6か3.7パーセントで、全体から見ると極わずかな量であった。全体の96.何パーセントはもう人の手に負えないようなものになってきている。ただ、人の手に負える製品がたまに出てくるが、そのようなものはロット数が少なく、その工場では、それを受注するために、4人の家内労働者を通常は工場内で労働者として働く形にして、総収入を保障しながら、受注した時に家内労働者として仕事を行ってもらう形にしていた。最低工賃の規格には該当しないが、家内労働者に仕事を出している割合でいくと3.6パーセントであった。カプラー差しは自動機械で出来るし、自動機械で作業した方が早いですが、三十何種類のものを1委託者が親企業から受注して、それを1つずつ自動機械にかけるためには、その都度、セッティングを変更する必要がある。製品の種類が変わるごとにセッティングし直すと時間がかかり、ロットの少ないもののために、機械全部を止めてセッティングするのは大変だということで、ロット数の少ないものを家内労働者に発注している状況である。したがって、家内労働者はいなくても仕事はできるかもしれないが、セッティングに係るロスタイムを出来るだけなくすためには家内労働者は当面は必要になる。また、家内労働者に仕事を受けてもらえるように、

単価を考えながら、全体の難易度を見て、1時間当たり500円くらいにはなるように委託している状況であった。実際の工賃は最低工賃の一差し42銭よりも高い、60銭や1円を超えているかもしれない。機械だけでは処理できないものもあることから、家内労働者は今後も必要になっている状況である。

4 結論

以上の審議経過を経て、全会一致により、最低工賃の改正の必要性はなく、諮問を見送るべきであるとの結論に達した。